

抜粋

3教総総第1639号
令和3年10月21日

各都立学校長 殿

東京都教育委員会 教育長
(東京都教育庁新型コロナウイルス感染症対策本部長)
藤田 裕 司
(公 印 省 略)

リバウンド防止措置期間終了に伴う都立学校の対応について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和3年9月28日付3教総総第1445号「緊急事態宣言の解除に伴う都立学校の対応について（依頼）」により、感染防止対策の徹底と学校運営の継続に取り組んでいただいているところです。

本日、東京都はリバウンド防止措置期間を10月24日で終了し、**10月25日から11月30日までの間を基本的対策徹底期間**として引き続き感染防止対策を徹底することについて決定しました。

各都立学校においては、学校における感染の発生や感染の拡大のリスクを低減するため、引き続き基本的な感染症対策を一層徹底した学校運営に努めてください。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかな対応をお願いします。

記

1 基本方針

- 基本的な感染症対策の徹底とオンライン活用による密を避ける工夫などにより学校運営を継続する。
- 学校の運営に当たっては、ガイドラインに基づく、感染症対策を徹底する。

2 児童・生徒に対する指導の徹底

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗い
- 厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- 毎朝検温、健康観察（咳、発熱、息苦しさなどの体調不良等の症状が見られる場合は無理せず休養）
- 登校時の健康チェック（登校前に検温、校舎に入る前にサーモグラフィ等で再確認）
- 教室等における密集の回避（児童・生徒等同士の間隔を2m（最低1m）以上確保）
- 常時換気の徹底（CO₂測定器による計測を活用）
- 教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）
- 授業終了後は**速やかに帰宅**する。
- 校内で感染拡大の恐れがあると考えられる場合は、適宜オンライン学習を活用するなどの工夫を行う。

(2) 時差通学について

- 公共交通機関が混雑する時間帯を避けられるよう、**始業・終業時刻の設定**を工夫するなど、時差通学を継続する。

(3) 学校行事について

- 校外での活動に当たっては、移動手段、活動内容等について、感染リスク等を踏まえ、感染症対策の工夫を行う。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施に当たっては、別途発出される通知に基づき感染症防止対策を徹底した上で、実施する。

(4) 部活動について

- 合宿等、宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、実施に当たっては、別途発出される通知に基づき感染症防止対策を徹底した上で、実施する。

3 教育活動におけるPCR検査の活用について

教育活動は、基本的な感染症対策を徹底した上で実施することが基本であるが、以下のような場合にPCR検査を実施することができるようにする。

- (1) 主催団体や訪問先から、参加に当たって検査が求められる場合
- (2) (1) に準ずる場合

いずれの場合においても、PCR検査の実施に当たっては、参加する生徒及び保護者の同意が必要である。

PCR検査の実施については、別途通知する。

4 家庭における感染症対策の依頼

(1) 家庭における感染症予防策の徹底

- 外出は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染防止策を徹底する。
- マスク（不織布）の正しい着用、3「密」の回避、正しい手洗いなどの手指消毒
- 毎朝検温、健康観察（家族に何らかの症状が見られる場合は児童・生徒等を無理せず休養 ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）
- 十分な換気

(略)

(担当)

【教育活動について】

指導部高等学校教育指導課

【感染症対策の徹底について】

都立学校教育部学校健康推進課

【教職員の服務について】

人事部職員課

【教職員の自宅勤務・休暇について】

人事部勤労課

【ガイドラインおよびその他本通知に関すること】

東京都教育庁新型コロナウイルス感染症
対策本部事務局（教育庁総務部総務課内）